

成年後見関係事件の概況

～平成19年4月から平成20年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成19年4月から平成20年3月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した後見関係事件について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値はいずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。

1 申立件数について（資料1）

成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で24,988件（前年は32,629件）であり，対前年比約23%の減少となっている。

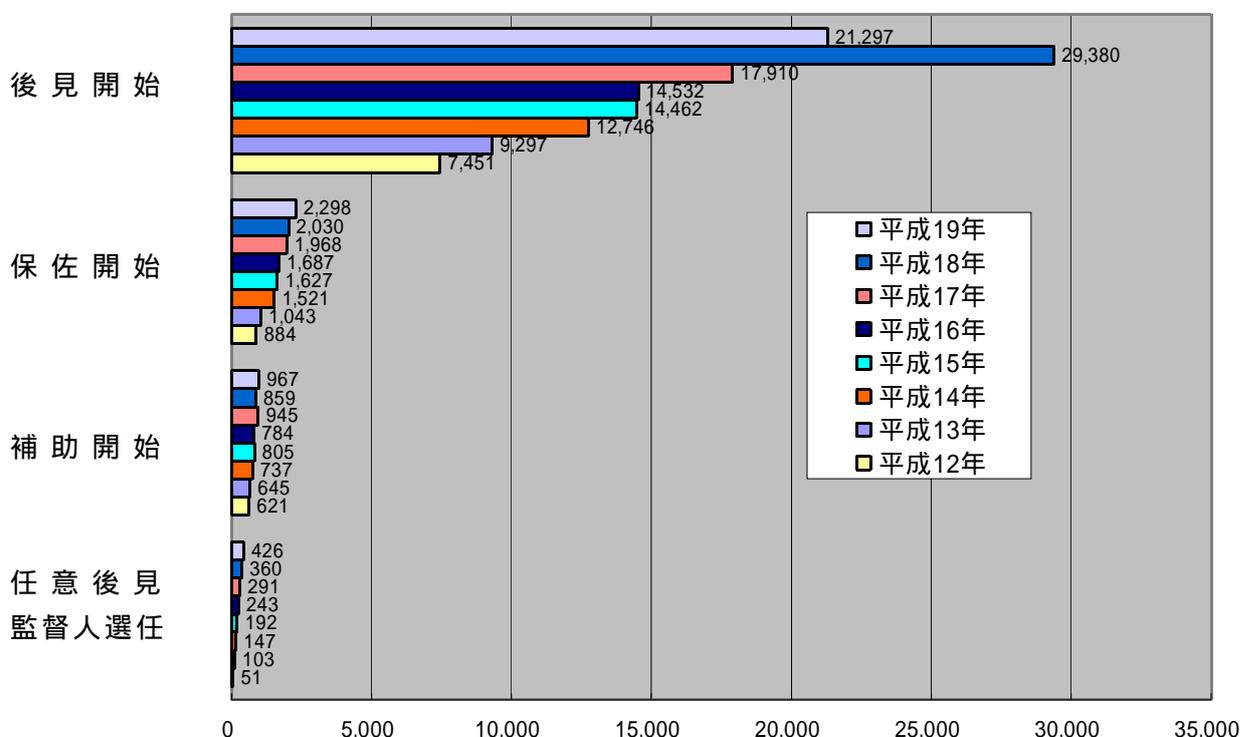
後見開始の審判の申立件数は21,297件（前年は29,380件）で，対前年比約28%の減少となっている。

保佐開始の審判の申立件数は2,298件（前年は2,030件）で，前年比約13%の増加となっている。

補助開始の審判の申立件数は967件（前年は859件）で，対前年比約13%の増加となっている。

任意後見監督人選任の審判の申立件数は426件（前年は360件）で，対前年比約18%の増加となっている。

（資料1） 成年後見関係事件申立件数表



（注1） 各年度の件数は，それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

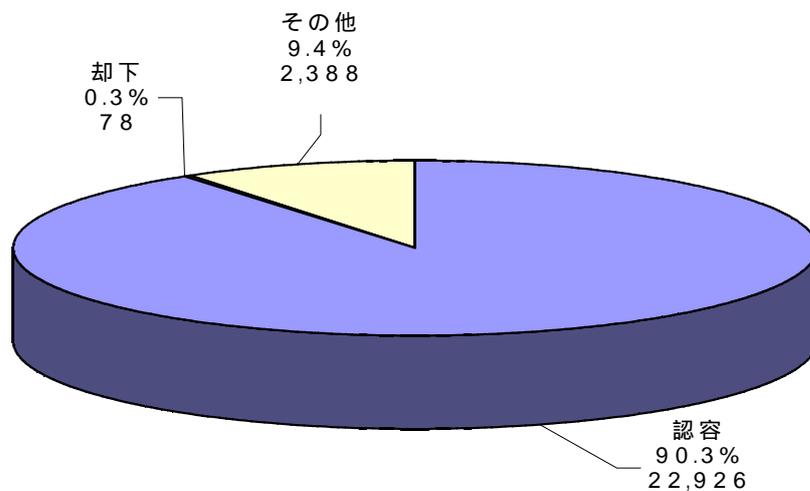
（注2） 平成19年4月から平成20年3月までの任意後見契約締結の登記は合計6,733件であり，1年目以降8年目までの登記件数累計は27,281件である（法務省民事局による。）。

2 終局区分について（資料2）

成年後見関係事件の終局事件合計25,392件のうち、認容で終局したものは約90%（前年は約92%）である。

（資料2） 成年後見関係事件終局区分別件数表

(件数)	総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	25,392	19,757	53	1,937	2,040	11	255	856	7	124	273	7	72



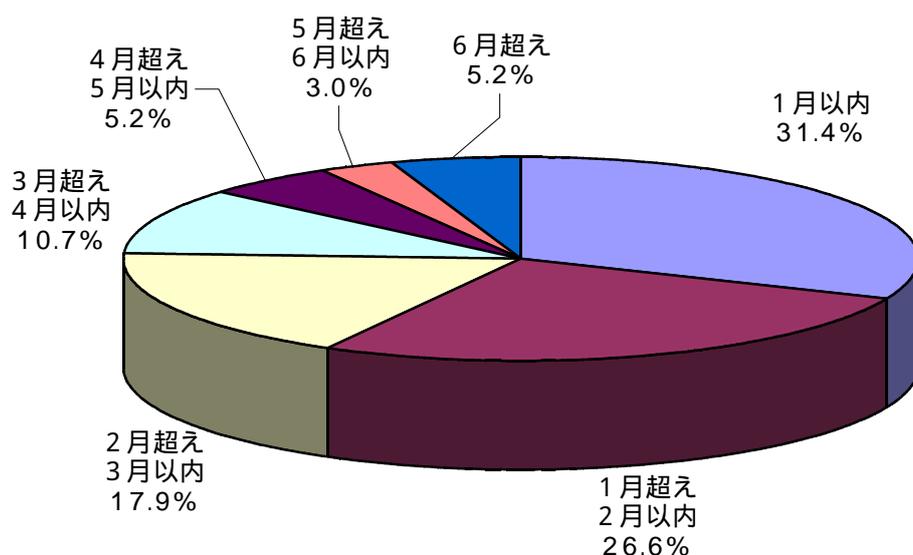
（注1） 平成19年4月から平成20年3月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

成年後見関係事件の終局事件合計25,392件のうち、2箇月以内に終局したものが全体の約5.8%（前年は約5.6%）、4箇月以内に終局したものが全体の約8.6%（前年は約8.3%）であり、前年と比べて、審理期間は短縮する傾向にある。

（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合

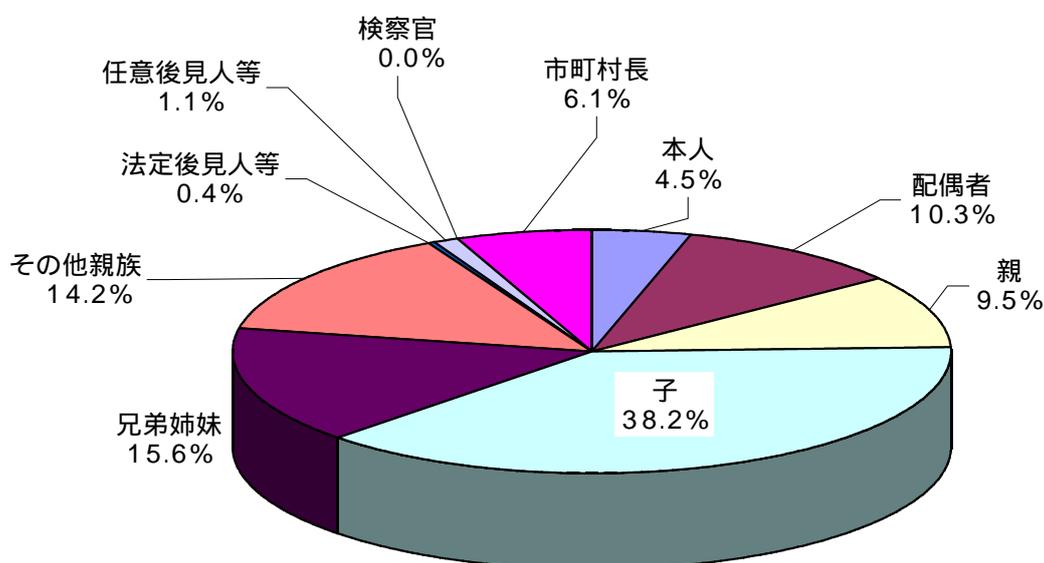


4 申立人と本人との関係について（資料４，５）

申立人については，本人の子が最も多く全体の約３８％を占め，次いで本人の兄弟姉妹が約１６％，配偶者が約１０％となっている。

市町村長が申し立てたものは１，５６４件（全体の約６．１％）で，前年の１，０３３件に比べ増加した。

（資料４） 成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注１） 平成１９年４月から平成２０年３月までに終局した後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注２） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（２５，４４１件）を母数とした割合であり，１件の終局事件について複数の申立人がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，終局事件総数（２５，３９２件）とは一致しない。

（注３） その他親族とは，配偶者，親，子及び兄弟姉妹を除く，四親等内の親族をいう。

(資料5) 成年後見関係事件の市町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

家庭裁判所	件数
東京	297
横浜	190
さいたま	76
千葉	68
水戸	19
宇都宮	3
前橋	15
静岡	37
甲府	13
長野	12
新潟	15
大阪	145
京都	55
神戸	48
奈良	10
大津	25
和歌山	34
名古屋	41
津	12
岐阜	13
福井	2
金沢	9
富山	8

家庭裁判所	件数
広島	23
山口	25
岡山	32
鳥取	17
松江	23
福岡	46
佐賀	13
長崎	4
大分	9
熊本	12
鹿児島	8
宮崎	20
那覇	21
仙台	44
福島	12
山形	15
盛岡	6
秋田	2
青森	6
札幌	26
函館	1
旭川	2
釧路	3
高松	17
徳島	8
高知	4
松山	18
総数	1,564

(注) 市町村長別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

本人の男女別の割合は、男性が約42%、女性が約58%である。

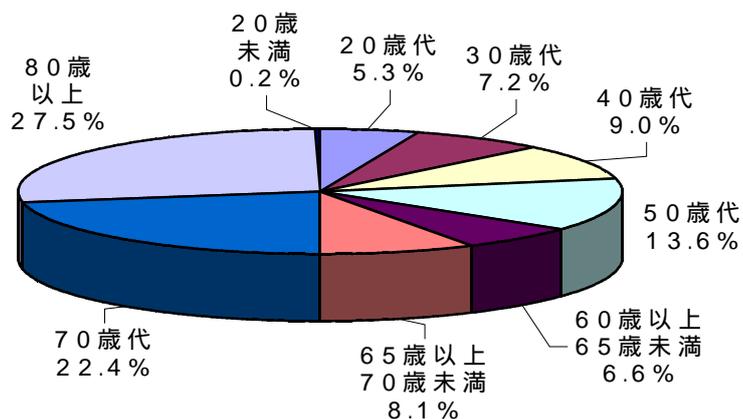
男性では、80歳以上が最も多く全体の約28%を占め、次いで70歳代の約22%となっている。

女性では、80歳以上が最も多く全体の約52%を占め、次いで70歳代の約24%となっている。

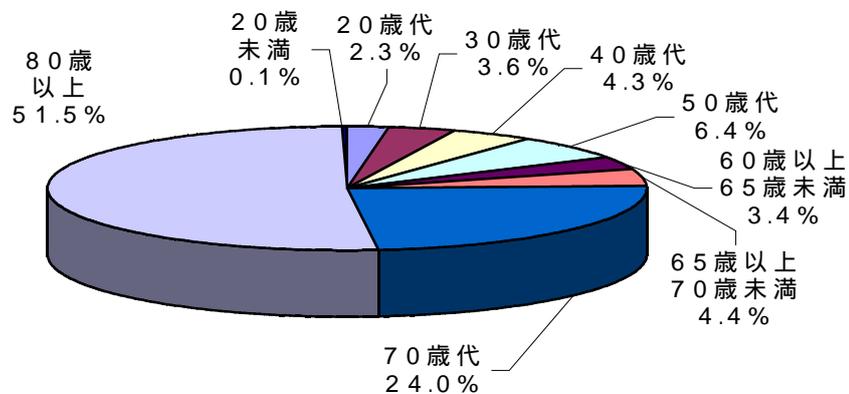
本人が65歳以上のものは、男性では男性全体の約58%を、女性では女性全体の約80%を占めている。

（資料6） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

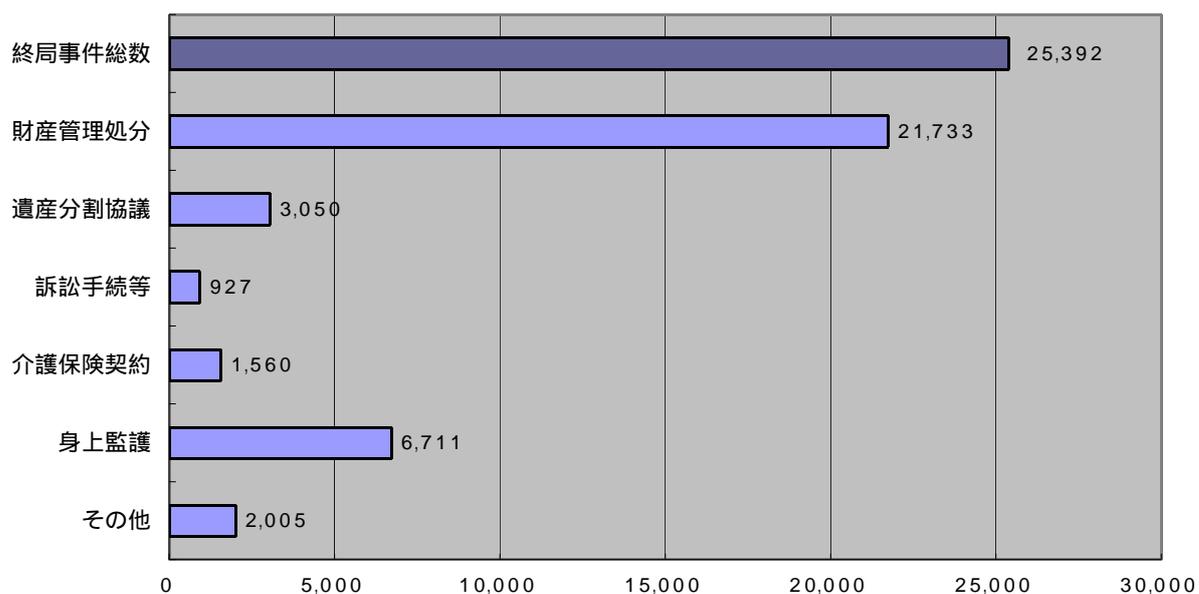


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における主な申立ての動機別件数



（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，終局事件総数と各動機別件数の合計とは一致しない。

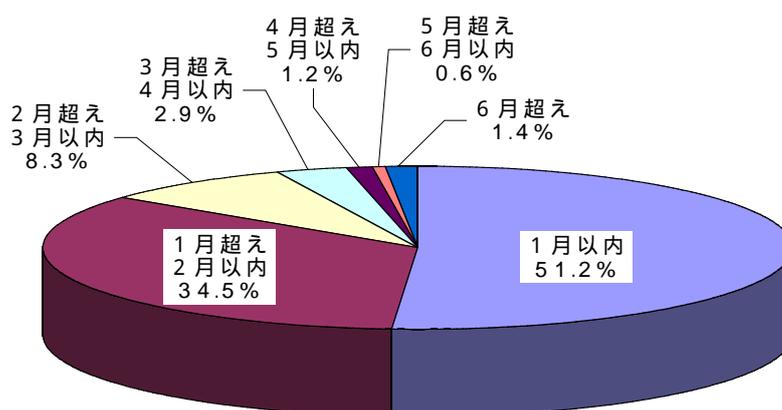
7 鑑定について（資料 8，9）

後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち，鑑定を実施したものは，全体の約 37%であった。

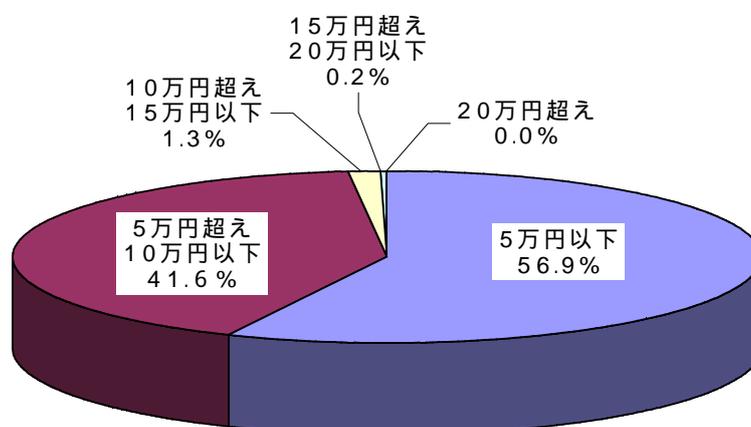
鑑定の期間については，1箇月以内のものが最も多く全体の約 51%を占めている。

鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約 57%となっており，全体の約 98%の事件において鑑定費用が10万円以下であった。

（資料 8） 鑑定期間別割合



（資料 9） 鑑定費用別割合

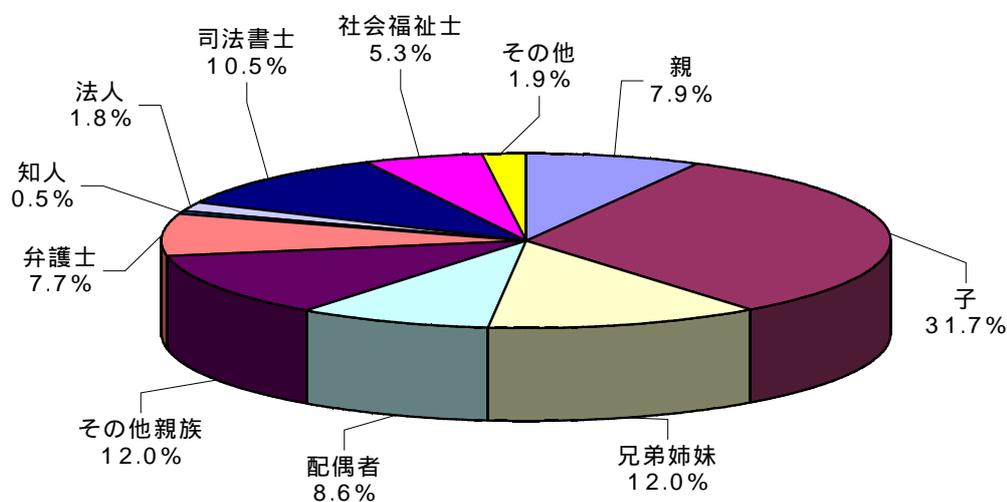


8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約72%（前年は約83%）を占めている。

親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは，全体の約28%（前年は約17%）であった。その内訳は，弁護士が1,809件（前年は1,617件）で，対前年比で約12%の増加，司法書士が2,477件（前年は1,964件）で，対前年比で約26%の増加，社会福祉士が1,257件（前年は902件）で，対前年比で約39%の増加となっている。また，法人が成年後見人等に選任されたものは417件（前年は377件）で，対前年比で約11%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別割合



（注1） 平成19年4月から平成20年3月までに認容で終局した後見開始，保佐開始及び補助開始事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（23,501件）を母数とした割合であり，1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に，複数の「関係別」に該当することがあるため，認容で終局した事件総数（22,653件）とは一致しない。